

【ご注意とお願い】（よくお読みください。）

①解約日

- ・賃貸借契約書の解約には、『**解約予告期間**』が必要です。賃貸借契約書ご確認ください。
- ・原契約開始日から1～2年未満の解約は、違約金が発生する場合があります。賃貸借契約書をご確認ください。

②退去立会日

- ・**退去立会は、弊社代行の内装業者が行います。解約通知をご提出いただいたのち、内装業者より借主様へご連絡を差し上げますので、当日の時間調整をしてください。※退去立会日の変更はできません。**
- ・退去は、住宅を完全に明渡し、鍵を返還した時に完了したものとします。なお、鍵の返還以降は解約日より前でも住宅の使用はできません。

③キャンセル料

- ・**引越しはなるべく退去日（鍵返還日）の前日までに済ませるようご協力ください。**
- ・**以下の①～④に該当した場合、借主はキャンセル料として1万円を負担していただきます。**
 - ①お約束の時間までに荷物の搬出が完了していないなど、退去が未完了の場合
 - ②約束の時間より15分を過ぎても借主が来ず立会いができなかった場合
 - ③当日のキャンセルや日程変更をした場合（原則として退去日の変更はできません）
 - ④直前まで時間が確定できないことが原因で、内装業者の日程確保が難しくなった場合

④家賃等

- ・解約日より前に退去されても、家賃は解約日まで発生します。**解約月の家賃は満額でお支払い下さい。**

⑤家賃（日割り）・敷金の返金

- ・家賃（解約日から月末までの日割り）と敷金は、修繕費等の支払い債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を解約後1か月以内に指定口座にお振込みいたします。

⑤公共料金等

- ・電気、ガス、水道、ネット等は各機関に前もって連絡し、退去立会日までに必ず解約手続きをして下さい。
- ・**電気は、退去立会日まで開通した状態をお願いいたします。（当日に設備の点検を行います。）当日、電気閉栓で設備点検が行えない場合、後日確認後に発覚した不備は追加請求となります。**
- ・ガスは閉栓作業の立会いが必要です。解約は、借主様ご自身でガス業者へ手続きをし、且つ退去立会日より前に閉栓作業の立会いを済ませてください。

⑥郵便物の転送手続き

- ・郵便物の転送手続きは最寄りの郵便局またはWEBにて可能です。

⑧粗大ごみ

- ・市区町村で定められた方法に従って処分して下さい。
※不法投棄は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。
- ・**立会時・立会終了後に粗大ゴミの新たな投棄が発見された場合や申請方法の違いにより回収がされない場合、後日処分費用の追加請求となります。**

⑨火災保険の解約

- ・火災保険の解約は、借主様ご自身にて行ってください。

⑩鍵の紛失

- ・**借主は、本契約が終了したとき、貸与した鍵に本数不足がある場合は、借主は鍵交換費用として最低3万円（別途消費税）～を負担していただきます。**



BR TRUSTY株式会社 〒150-0046 東京都渋谷区松濤2丁目20番10号

TEL:03-5790-9700 FAX:03-5790-9701 Mail:info@br-trusty.jp 営業時間：10:00～17:00 定休日：土・日・祝日

東京都知事(3)第97304号 (公社)全日本不動産協会会員/(公社)不動産保証協会会員